

第 4 8 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 5 年 6 月 7 日 (水)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和 5 年 第 2 回 (6 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 会 期 案 に つ い て

6 月 9 日 (金) から 6 月 2 7 日 (火) ま で の 1 9 日 間

議 案 名 . . . **資 料 1**

○ 申 し 合 わ せ 事 項

(人 事 案 件 の 委 員 会 付 託)

62 人 事 案 件 は、委 員 会 付 託 を 省 略 し、原 則 と し て 本 会 議 初 日 に 上 程 し、
即 決 す る。

(人 事 案 件 の 可 決 後 の 挨拶)

63 人 事 案 件 を 可 決 し た と き は、当 該 対 象 者 か ら 本 会 議 場 で 挨拶 を 受 け る
の が 例 で あ る。た だ し、人 権 擁 護 委 員 は 除 く。

(2) 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 議 会 の 報 告 に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 4 4 に よ り 行 う。

○ 申 し 合 わ せ 事 項

(一 部 事 務 組 合 議 会 の 報 告)

44 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 議 会 の 報 告 は、3 月 と 6 月 の 定 例 会 初 日 に
行 う。

(3) 議 員 派 遣 に つ い て

6 月 定 例 会 最 終 日 に 決 定 す る。

第 2 4 回 山 口 県 市 議 会 議 員 研 修 会 (オ ン ラ イ ン 研 修 会)

日 時 8 月 4 日 (金) 午 後 2 時 ~ 午 後 4 時

会 場 各 市 議 会 の 会 場 (予 定)

(4) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 2**

(5) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 3**

ア 人権侵害に対する救済申立

イ 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

2 寄附条例及びふるさと支援基金条例の一部改正について・・・資料4

3 その他

(1) 議場及び委員会室におけるマスクの着用等について

(2) 全員協議会の開催日時

6月9日（金）午前9時30分から 議運決定事項の報告

(3) その他

令和 5 年第 2 回（6 月）定例会議案名

市長提出案件（議案 26 件、報告 3 件）

○総務文教常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 38 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (2) 議案第 39 号 山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (企画)
- (3) 議案第 40 号 山陽小野田市民活動センター条例の制定について (市活)
- (4) 議案第 41 号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (文スポ)
- (5) 議案第 45 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について (大学)
- (6) 議案第 46 号 山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事（屋外スピーカー整備）請負契約の締結について (総務)

○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 36 号 令和 5 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について (高齢)
- (2) 議案第 37 号 令和 5 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について (病院)
- (3) 議案第 43 号 山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (病院)
- (4) 議案第 44 号 山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (病院)

○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 42 号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (商工)

○一般会計予算決算常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について（財政）

○人事案件（14件）

- (1) 同意第7号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(2) 同意第8号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(3) 同意第9号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(4) 同意第10号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(5) 同意第11号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(6) 同意第12号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(7) 同意第13号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(8) 同意第14号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(9) 同意第15号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(10) 同意第16号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(11) 同意第17号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(12) 同意第18号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(13) 同意第19号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）
(14) 同意第20号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）

○報告（3件）

- (1) 報告第1号 繰越明許費予算の繰越しについて（財政）
(2) 報告第2号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（水道）
(3) 報告第3号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（下水）

○行政報告

- (1) 山陽小野田市土地開発公社の令和4年度決算概要及び令和5年度事業計画概要について（土木）

令和 5 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

会期		令和 5 年 6 月 9 日から 6 月 27 日までの 19 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	9	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意 14 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・報告 3 件を一括報告及び質疑 ・議案 12 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
6	10	土		休 会	
6	11	日		休 会	
6	12	月	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
6	13	火	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
6	14	水		委員会	・委員会予備日
6	15	木	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（4 人）
6	16	金	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（4 人）
6	17	土		休 会	
6	18	日		休 会	
6	19	月	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（4 人）
6	20	火		休 会	

6	21	水		休 会	
6	22	木		休 会	
6	23	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
6	24	土		休 会	
6	25	日		休 会	
6	26	月		休 会	・議事整理日
6	27	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について

人権侵害に対する救済申立

山岸田首相の下で、私はすべての自由を奪われたいです。私は家
 にいっても外出しても周囲を政府の圧力のかかった行為で囲まれて
 いかなる自由な活動もできません。あらゆる国家機関及び民
 間人は圧力に従って行動するので、私が訴えを提起して裁
 判所に行けば裁判官はいつも圧力に従って指示された通りの
 判決を書いて司法権の独立を侵害し、また、医師は圧力に従
 って入院した父に対して栄養を十分補給せず殺してしまっただ
 けです。それで私が殺人をした医師に対して告訴をすると、検察庁は
 「起訴する」と言いながら起訴せずその殺人は闇の中に葬りま
 けたのです。そして、ある政治家は、これからの予定について聞きつけ
 「四段階ある」と言っていたのですが、その後私がキリスト教の教会
 に行くと、牧師に圧力をかけて宗教上の手段によって二度にわたり
 私を殺そうとしたのです。また、敬言寮は防衛大学校の超心理学
 教授の指示に従って私の周囲にいる人に圧力をかけて指示した



通り行動させ私の周囲を圧力のかかった行為で取り囲み私のす
 べこの自由を奪っているのです。そして敬言察は私の住居に無断で
 侵入して多数の物を損傷するのです。また私が齒科医院に行
 くと圧力に従って抜く必要のない歯を抜いてしまふのです。そもそ
 た、私は以前に受けた国家公務員上級試験の法律学の試
 験では一次試験で合格点を取ったにもかかわらず人事院は合
 格させず、司法試験においては第一次試験で二度合格点を
 取り一度は満点であったのに司法試験管理委員会が合格
 させなかつたのです。止むを得ず受けた裁判所上級試験では
 最高裁判所は私に對して他の人と異なる問題を出させること
 もしたのです。この合格点を取っていたこと、及び異なる問題が
 あつたことは後に成つて私の周囲にいる人に知らされたのです。
 また敬言察はどの鍵でもあけられる器具を使つて私が留守を
 すると私の家に自由に出入して蛇をおいたり、明かりをつけたまま
 にしていたり、本にダニを付着させて読めなくしたりしたい放題して

いるのです。そして私が使つていた銀行の貸金庫の中に入れていた物を一時なくしたり際限のない事をしてゐるのです。また電話をかけてきて「そろそろ用がなくてもうこちらに用があるのだ」と言つてゐるのです。

二のように私が起訴をすれば裁判所に圧力をかけ、犯罪の告訴をすれば検察官に圧力をかけるといふようにどんな違法行為をしてもそれを管轄する官庁に圧力をかけて思うままに動かせばよいとの考へてしまつた放題をして法がないのと同じ状況なのです。こうして私に対する人権侵害は殺人、三権分立制の侵害など日本国にとうて重大な事件を引き起こし続けられてゐるのです。

この人権侵害は、防衛省の所轄する防衛大学校における超心理学の研究のため始められました。この超心理学の研究とは次の通りです。担当者には私の内心で思考してゐることが分かる方法があり、それによつて私がこれから行こうとする所を前もつて知ることができ、私の行く先々に圧力をかけて私の行動を妨害し、

私の周囲を圧力のかかった行為で取り囲むことができるとのことです。そして地球の裏側に致るまで遠隔地にいる人の顔のイメージを浮かべて話しかけることによる電話・無線通信によらず声を聞えさせる会話を行うことができ、また私の思考を常に観察しながら思考を操り、笑わせること、泣かせること、怒らせること、好き嫌いな感情を操り、その感情にもとづく表情を操ることもされるのです。さらに眠らせないこと、睡眠から自由に目を醒ますさせること、自由な夢を見させることも每晚されるのです。そして自由な匂いを嗅がせること、食べた物を吐き出させること、心臓を激しく鼓動させることさらに私の目を通して物を見ることもでき、以前に私が持っていた自動車に無線操縦装置を取り付けてブレーキを利かせず自由で運転して道路から転落させる事故を起こすこともされたのです。また重力に反して足を上下前後左右に揺さぶって悪い足を痛めつけるのです。このようなことが毎日一日中交替で行なわれているのです。この超心理学の研究についてはアメリカ合衆国においても人

工衛星と地上との通信を通信手段によらずにこの超心理学の手段によつて行う実験がされたことがあることが新聞で報道されてゐます。しかし、この超心理学の内容が該当する人は限られており、アメリカ合衆国で実験されたことがある宇宙飛行士、財務省の高官、裁判所のエリートなど少数であるのです。

この私に対する人権侵害は、防衛省の制服組、北月組、及び防衛大学校の超心理学の担当者、国際社会に今ついても国民に知られてゐても人権侵害を続けさえできれば良いの考えで行なわれ、そして防衛省が国民に負ける誤にはいかならう能心度で続けられてゐるのであります。このような状況は毒がスを制衣造し、中国大陸で細菌の人体実験を行つた戦前の日本軍と全く変わらないのです。また、架橋、築堤など難工事の時、神の心を和らげ完成を期するたためいけにえとして生きた人を水底、土中に埋めたことを意味する「人柱を立てよ」と私の周囲にいる人に言わせて、防衛省は、私を犠牲にして自衛隊の安全を祈願してゐるのであります。

そして、私に対する人権侵害について国会議員が「このようなことは止めましよう」と首相に言い、民間人の偉い人は「主君封じ込め」と、気が狂ったような悪い事をする人は牢に閉じ込めておけば良いと言ったのです。

また、日本政府が、世界各国が注目する中で人権侵害を隠す様子もなく公然と行っているのが、米国会元大統領は、人権侵害が「まる見えだ」と発言し、また文明社会以下で法を守ることもない「野亦虫人のめが」とも言い、そして、この日本の無法国家の様子を見て米国議会の議員は「無茶苦茶だ」と言い、そしてまた別の米国議会の議員は日本政府の人権侵害の様子を見て「統領し直すか」と発言し、日本を戦後の占領時代と同様に占領して日本の政治体所見を変えろかと言っているのです。また、防衛のためなら殺人、司法権の独立の侵害、人権侵害など何をしてよいということであり、核兵器を持つば使いかねないとの判断で米国は日本には「核は持たせない」と言っているのです。

このような人権侵害は山岸田首相も私の行為、思考、及び人権侵害の状況を記した書面を見て全部知っているので、これは国際連盟を脱退したり人権無視の政治をした戦前の日本と同様であり、日本の国会議員が言うように、「いつか来た道」であるのです。山岸田首相は、残忍心、悪質、非道な政治家であると、言わねばなりません。

また、山岸田首相は、社会において望ましいと考えられている価値観や価値体系に基づく意識や行動様式、生活態度の形成を、目ざす道徳教育を行っているのですが、新聞には「国による道徳の押し付け」になるとか、多様な価値観が要請されるのに「画一的な価値観を押し付ける」と書かれてあり、また道徳教育は個人の尊重、思想良心の自由、学問の自由、教育を受け、る権利をそれぞれ定める憲法一三条、一九条、二三条、二六条に反すると書かれています。また学校現場は、人権侵害である道徳教育に戸惑い、道徳の教材を少しづつ区切って読み

そのために意見を出し合う「分断読み」や教材を最後まで
読まず、途中で切つて意見を言ひ合う「中断読み」が編み
出されていると書かれています。岸田首相は、全国の国公立の小
学校・中学校の全部の児童・生徒に対する人権侵害を行
っているのです。それで私は人権侵害に対する救済申立を全国
の都道府県の議会議員、労働組合員、及びほとんど全部
の市区町村議会議員、労働組合員、及び婦人会会員に
出しました。

そして岸田首相は、過般に行なわれた自由民主党の総裁選
挙において「今人権問題について言われていますが、私が首相に
なったら人権侵害を担当する専門の補佐官を置いて人権
侵害を止めます」と言ひながら岸田首相の第一次内閣にお
いは言つたことを心やたように補佐官を置かず、私か人権
問題を担当する補佐官を置かないと手紙に書くためのメモ
をみると、私の行動を記した書面を見て思い出したかのように

悪くすく五つて第二次内閣になつて問題をすりかえ、日本だけではなく中国政府の香港・新疆ウイグル自治区での人権侵害を担当する補佐官を置いたのです。

この人権侵害に対する救済申立を全国のほとんど全部の都道府県・市区の議会議員・労働組合員・労働組合員及び多くの町村の議会議員・労働組合員に出したのですが、山田首相は、テレビのカメラの方を見て国民と視線を合わせて、すました顔で私は人権侵害をしていません。人権侵害は止めました。私を信頼して下さいと言はんばかりに、また私は関係ありませんとでも言うかのような態度をとって全く信用できない無責任な態度をとって人権侵害を続けています。このように一流の防衛国にならうとして悪質な人権侵害国になつていますのです。

また防衛省は、私がかつて防衛大学校の入学試験で多数の合格者を出している高等学校のうち合格者が多い順に人権侵害の救済申立を出したのですが受験者が減少すると心配

つて人事局長がテレビに出たのと同じように今回も全国に人権
 侵害の救済申立をすると防衛省の事務次官が開き直ってテレ
 ビに出る私に対する人権侵害を続けると対抗心を露路にしたウ
 です。防衛省は札っきの悪者であるのです。

この人権侵害は防衛省の防衛大学校の教授が行っているの
 ですが、この超心理学が該当する人は日本銀行総裁になったり、
 財務省の事務次官、局長などになって出世しているのに、防衛大学
 校の教授という低い地位で公務員人生を終るのであり、超憲法
 的権力を持っていきかのように、司法権の独立をになう裁判官を
 めくあざゆる人を自由に動かす割には、同期の人が事務次官に
 なればその約半分の給与をもらうという上台無理な人事である
 のです。

このように山岸田首相は、政治は国民のものと言いつながら人権侵害
 を続け、また、現在の我が国の防衛予算が多いか少ないかは別
 として、私に対する人権侵害をしなければ日本の防衛がでない

ようでは山本首相には統治能力がないと言わねばなりません。

昭和四年七月二十六日

土居俊文

世界各国代表

殿

国際連合人権理事会

山陽小野田市議会
山陽小野田市議会議長 殿

国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを 求める陳情書

【陳情趣旨】

長年、デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。そうした状況下で2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まる予定です。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書(インボイス)を発行するためには、営業収入が少なくとも課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、広範な事業者に負担増が強いられます。

一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生します。また、日本俳優連合(理事長 西田敏行氏)では、年間合計1億円程度になる二次使用料を延べ数万人に1件1円から分配しており、そうした多数の出演者に対して課税か免税かを調査すること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表しています。

そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。加えて、「インボイス制度の中止を求める税理士の会(呼びかけ人 湖東京至元静岡大学教授)」が主催した院内集会(2022.6.9、2023.3.30)には野党の国会議員のみならず、城内実衆議院議員をはじめとした自民党の国会議員が参加・登壇しました。自民党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」は政府に対し、「インボイス制度導入延期(2023.3.15)」を申し入れし、自民党地方議員が共同代表を務める「積極財政を推進する地方議員連盟」もインボイス制度の導入に反対するなど、与党内からも問題視する声があがっています。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くありません。

多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。

つきましては、貴議会が政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求め、陳情いたします。

【陳情項目】

国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求めること。



陳情団体 インボイス制度を考えるフリーランスの会
代表 阿部 伸

所在地 東京都北区赤羽3-3-3 ドミール赤羽707
連絡先 電話 080-6378-3804
FAX 03-6876-0158
E-MAIL otegamistopinvoice@gmail.com

※代表名および所在地の公開は問題ございません
※口頭陳述は遠方のため原則希望いたしません
※「陳情趣旨」から「陳情内容」への変更等、陳情内容以外の形式的な文言の変更については、こちらへの確認は不要で、そちら様でご対応いただけますと幸いです
※文書表等に落とし込む際には、こちらの注釈は削除していただいで結構です。

2023年10月1日スタート



Q. インボイス制度ってなに??

A. 税率の変わらない消費税増税です

Q. 誰が増税になるの?

A. 増えた分の消費税を以下の3者で押し付けあうこととなります

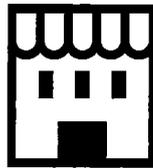
課税事業者になって
消費税を納める?



小規模事業者

年間売上1000万円以下の
免税事業者。フリーランス、
個人事業主など。

小規模事業者の分まで
消費税を負担する?



店や会社

年間売上1000万円超の課税
事業者。企業、お店など。

サービスや
モノの値段が上がる?



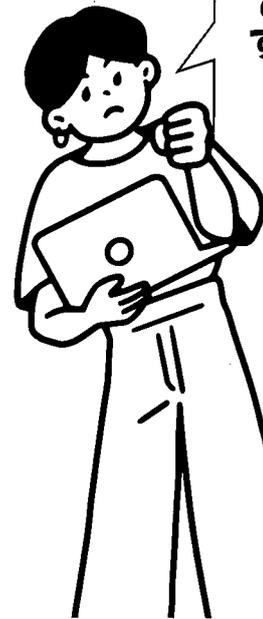
消費者

物価の上昇が続く中、さらなる
値上げが消費者を直撃?

インボイス制度がはじまったら……

- 個人事業主、小規模法人等の免税事業者が課税事業者との取引で不利・排除されるおそれ
- 課税事業者、免税事業者問わず、経理の事務作業が複雑で煩雑に
- 商品や配送料など、さまざまなモノ・サービスの値上げ
- 個人事業主をはじめ、小規模な会社やお店、農家等の経営が悪化。廃業・倒産のおそれ
- 適格請求書発行事業者公表サイトからの本名などの個人情報漏えいする危険性
- 実質的な消費税増税のため、日本全体の景気がさらに悪化するおそれ

税法上、年間売上1000万円以下の個人事業主や小規模法人は事務負担等に配慮して消費税の納税義務が免除されています(免税点制度)。また、免税点制度は低所得者ほど納税負担が大きくなる消費税の事実上のセーフティーネットを担っています。この制度を実質的になくすのがインボイス制度です。免税点制度は「益税」「預かり金」につながるという指摘があります。しかし、東京地裁の判決(平成2年3月26日)でも消費税は「預かり金」ではなく「対価の一部」とされ、財務省も国税庁も「預かり金」という表現を公式に使用していません。また、免税事業者にとって現在の価格設定は免税点制度を踏まえたものです。現在すでに取引先からインボイスに絡んだ値引き交渉などが行われており、制度が実施されれば、消費税の価格への転嫁はさらに難しくなることが予想されます。この制度の法案が通ったのは2016年です。その後、誰も予想しなかった新型コロナや物価高などが起こりました。中学校の公民の教科書には「不景気の際は減税や公共事業を増やす」と記載されています。このまま制度を実施すれば、さらに景気の悪化を招くおそれがあり、一般消費者にとっても影響が出てくる懸念があります。

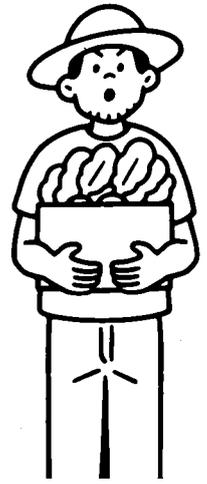


つまり、誰もが
「インボイス制度の当事者」
なのです

影響を受ける職業の一例……

- 年商1,000万円以下の免税事業者で、BtoBの取引のある人
- 免税事業者と取引のある、課税事業者

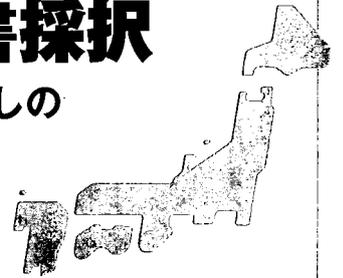
建築業＝一人親方をはじめとした建築従事者、免税事業者に発注が多い建設会社など
配達業＝軽貨物ドライバー、フードデリバリー配達員、配送業者（赤帽など）、乳飲料販売員など
旅客運送業＝個人タクシー
農業＝農協、市場以外と取引がある農家、飲食店や道の駅などに販売している農家
小売業＝洋服店、クリーニング屋、パン屋、弁当屋など
飲食業＝レストランや居酒屋、スナック、バーなど
個人教師＝インストラクター、ヤマハなどと契約しているピアノの先生、カルチャーセンターの講師など
映像業界＝俳優、声優、映画監督、脚本家、カメラマン、ディレクター、アニメーターなど
音楽業界＝ミュージシャン、コンサート・ライブスタッフ、音響技術、照明技術、ライブハウスなど
出版業界＝ライター、カメラマン、編集者、翻訳家、デザイナー、校正者、免税事業者に発注が多い出版社など
美容業界＝スタイリスト、ヘアメイク、ネイリストなど
スポーツ業界＝プロスポーツ選手、プロレスラー、トレーナーなど
シルバー人材関連＝シルバー人材センターで働く高齢者、免税事業者である会員を抱えるシルバー人材センター
副収入＝大家（居住用除く）、太陽光発電を販売している家庭、自販機設置オーナーなど
その他＝伝統工芸などの職人、内職、クラウドワーカー、



全国の議会でインボイス中止の意見書採択

現在、全国160以上の地方議会でインボイス制度の中止、延期、見直しの陳情・請願が採択されています。

その中には与党議員が提出者となり採択されたり、全会一致でこの制度に反対している議会がいくつもあります。



全会一致の地方議会＝宮城県白石市、宮城県角田市、宮城県東松山市、宮城県女川町、宮城県山元町、山形県鶴岡市、福島県白河市、長野県栄村、長野県佐久市、茨城県結城市、千葉県野田市、千葉県多古町、京都府亀岡市、和歌山県日高川町、和歌山県那智勝浦町、鳥取県琴浦町、香川県宇多津町、愛媛県八幡浜市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県東洋町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県日高村、高知県四万十町、福岡県宮若市、熊本県上天草市、鹿児島県奄美市ほか

与党議員からも「反対の声」があがっています

「インボイス制度の中止を求める税理士の会」が主催した院内集会（2022.6.9、2023.3.30）には野党の国会議員のみならず、城内実衆議院議員をはじめとした自民党の国会議員が参加・登壇しました。自民党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」は政府に対し、「インボイス制度導入延期（2023.3.15）」を申し入れし、自民党地方議員が共同代表を務める「積極財政を推進する地方議員連盟」もインボイス制度の導入に反対するなど、与党内からも問題視する声があがっています。

インボイス制度に多数の団体が懸念の声

日本商工会議所／全国中小企業団体中央会／全国商工団体連合会／中小企業家同友会全国協議会／日本チェーンストア協会
全国青年税理士連盟／税経新人会全国協議会／農民運動全国連合会／アマゾン配達員組合（横須賀支部・長崎支部）
フリーランスユニオン／協同組合日本俳優連合／映画演劇労働組合連合会／日本脚本家連盟／日本映像職能連合
日本出版者協議会／日本漫画家協会／日本アニメーター・演出協会／日本SF作家クラブ／日本児童文学者協会
日本シナリオ作家協会／日本美術著作権連合／日本図案家協会／日本美術家連盟／日本音楽家ユニオン

「激変緩和措置」にも「NO！」の声

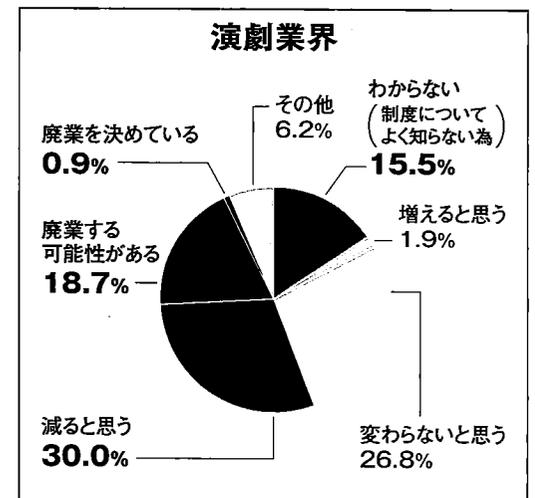
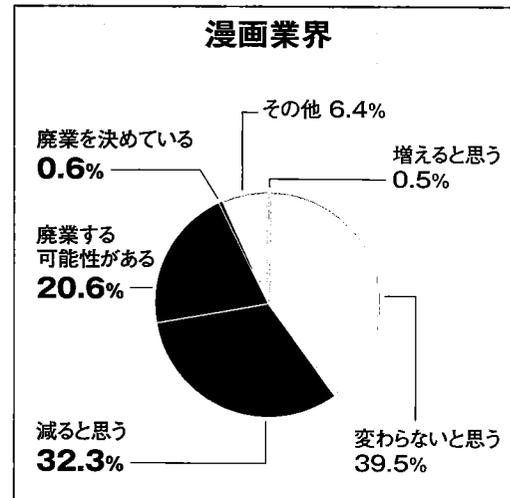
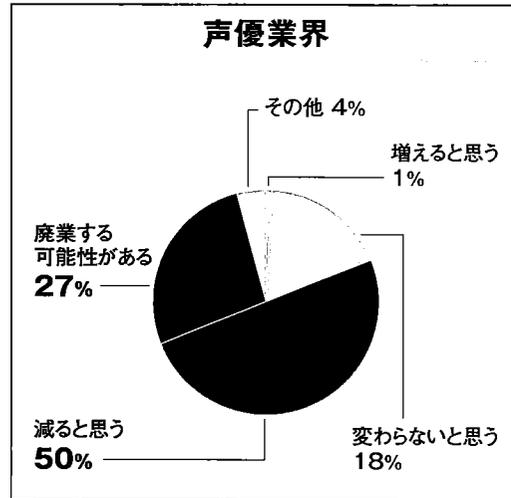
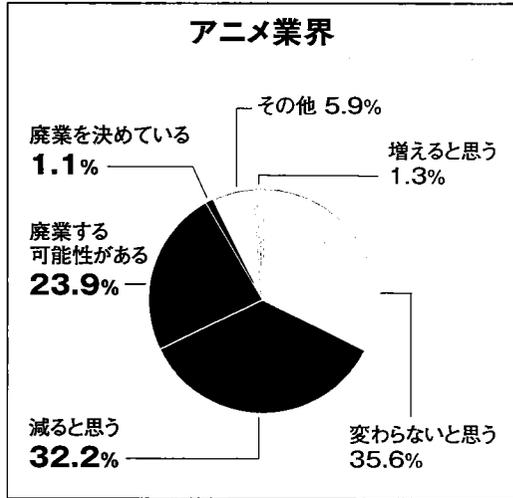
2022 年末には政府与党から発表された「激変緩和措置」に対して、「インボイス制度を考えるフリーランスの会」では反対声明を発表。『はじめの一步』の漫画家・森川ジョージさんや『新世紀エヴァンゲリオン』の碇シンジ役で知られる声優の緒方恵美さんといった著名人をはじめ、約 6000 人の個人、加えて民放労連、東映動画労働組合、日本ジャーナリスト会議、東京土建、MIC フリーランス連絡会、電算機関連労働組合協議会など 20 近い組合・団体から賛同をいただきました。

アニメ業界・声優業界・漫画家業界・演劇業界

エンタメ4団体アンケート結果まとめ

① どの業界も 2～3割が廃業を検討

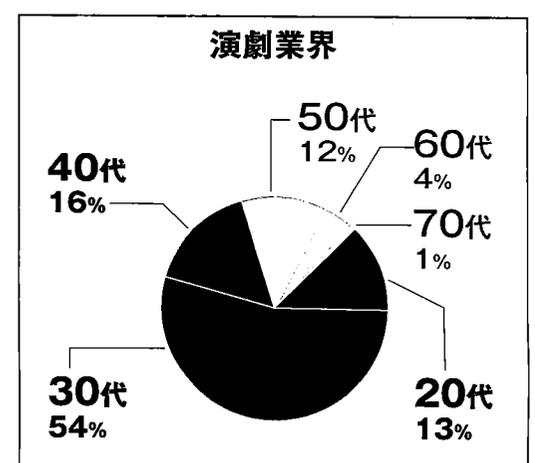
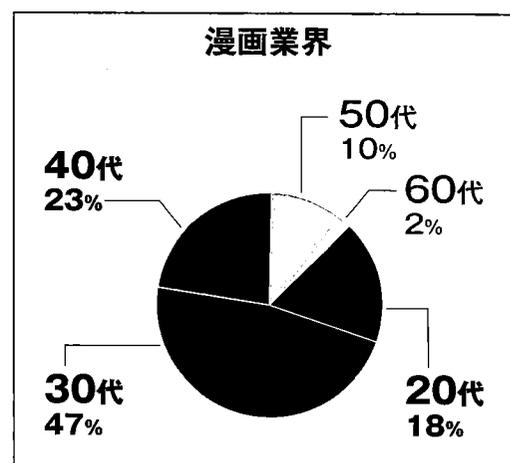
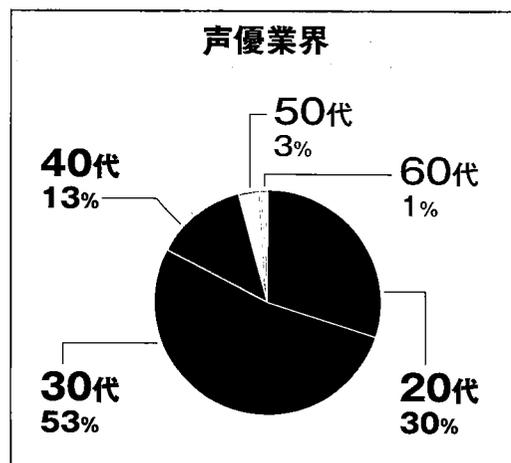
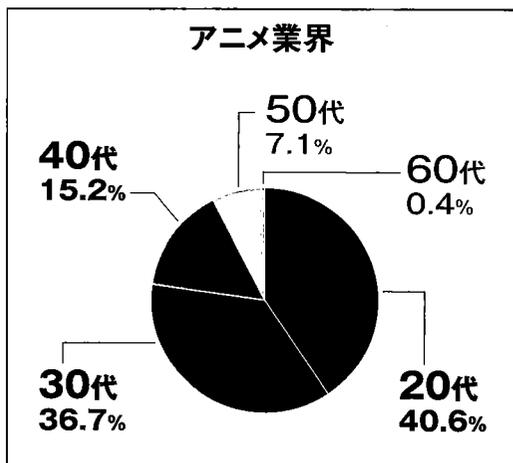
「インボイス制度が始まったらあなたの仕事は増減すると思いますか?」の問いに、それぞれの業界で2割～3割程度の人が「廃業するかもしれない」「廃業を決めている」と回答しました。



② 廃業するのは業界の若手

エンターテインメント業界はどの業界も若い時はいわゆる「下積み」であり、収入が低くなりがちです。しかしその若手が、今後それぞれの業界を担う中心となっていくことは間違いがありません。今後の業界の盛衰を左右する若手層がいなくなることは、日本の文化の衰退を意味します。

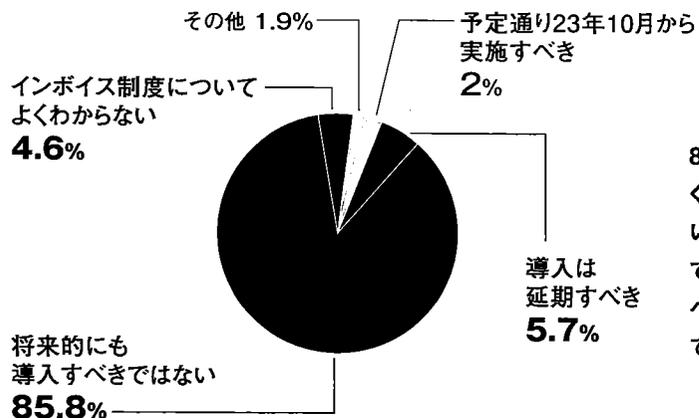
■「廃業するかもしれない」と回答した者の年代別比率



アニメ業界・声優業界・漫画家業界・演劇業界

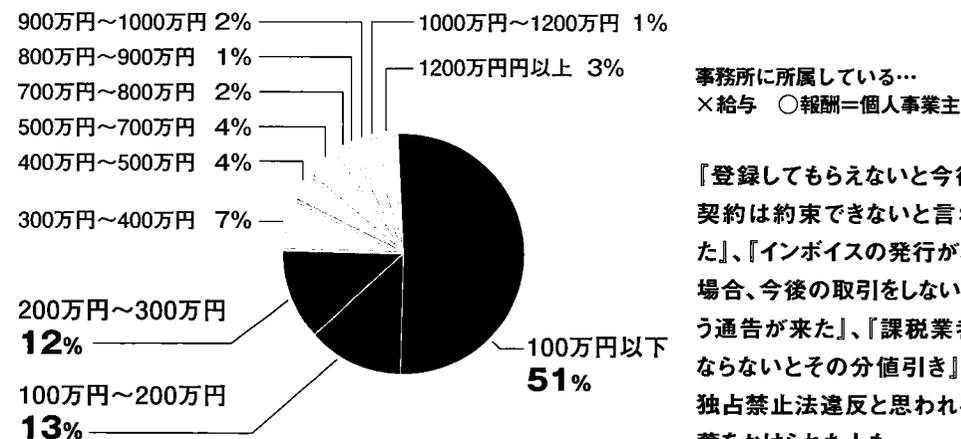
エンタメ4団体アンケート結果まとめ

③ アニメ業界 9割以上がインボイス制度に反対



82.3%がインボイス制度を「よく理解している」「大体知っている」と回答し、理解が深まっている中で9割以上が「延期すべき」「将来的にも導入すべきではない」と回答しています。

④ 声優業界 華やかに見えて7割以上が年商300万円以下

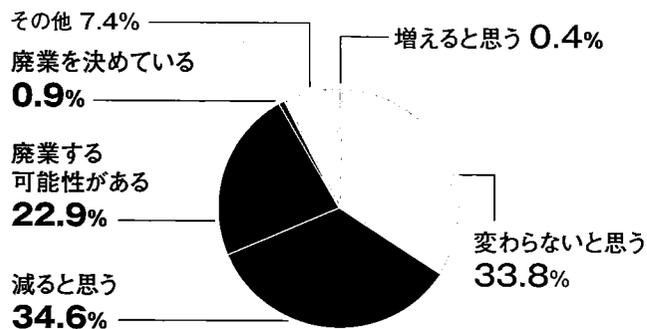


事務所に所属している…
×給与 ○報酬＝個人事業主

『登録してもらえないと今後の契約は約束できないと言われた』、『インボイスの発行がない場合、今後の取引をしないという通告が来た』、『課税業者にならないとその分値引き』など独占禁止法違反と思われる言葉をかけられた人も

⑤ 漫画業界 アシスタントの減少により人気作家であっても廃業の危機に

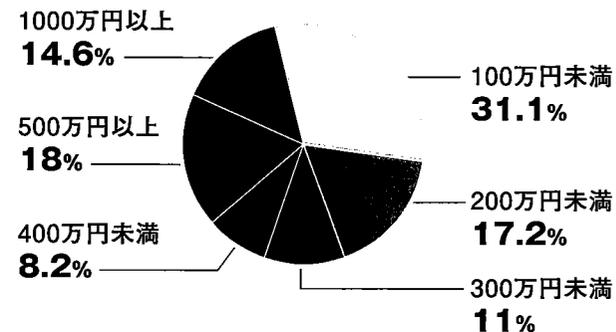
■アシスタント／インボイス制度による仕事の増減



フリーランスが97.8%を占める漫画業界で、特に懸念されるのがアシスタントの廃業。アシスタントの8割以上が年商300万円未満であり、インボイス制度の影響が甚大だと予想されている。「アシスタントがいなくなれば描ける量が減少する」と1000万円以上売り上げる人気作家も廃業を検討しています。

⑥ 演劇業界 未だコロナ禍にある演劇業界

■これまでの中止や延期で予想される団体負担額の合計は？



新型コロナウイルスの影響で70%以上の方が2回以上の公演中止・延期を経験。それによる団体の経済的負担額は7割以上の団体で100万円を超え、500万円以上との回答も32.6%にのぼっています。

出典：【演劇緊急プロジェクト】舞台芸術に携わる全ての人のコロナ第7波の影響に関するアンケート 2022年8月18日～9月14日 回答数：746

本調査のグラフは小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100とはなりません。

出典：【アニメ業界で働くフリーランス(個人事業主・小規模事業者)の方へ】インボイス制度意識調査 2022年10月9日～16日 回答数:1132 / 【声優の収入実態調査】2022年9月13日～10月31日 回答数:671 / 【漫画業界で働くフリーランス向け】インボイス制度意識調査 2022年11月3日～10日 回答数:1275 / 【演劇関係者対象】インボイス制度に関するアンケート 2022年10月14日～11月6日 回答数:567 作成:インボイス制度を考えるフリーランスの会 / VOICITION / アニメ業界の未来を考える会インボイス制度について考えるフリー編集(者)と漫画の会 / インボイス制度を考える演劇人の会

○山陽小野田市寄附条例

平成 21 年 3 月 23 日

条例第 16 号

改正 平成 23 年 12 月 26 日 条例第 31 号

平成 30 年 3 月 30 日 条例第 9 号

私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。

この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。

そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、山陽小野田市のまちづくりに賛同する個人又は法人その他の団体から寄附された寄附金について、当該寄附を行った個人又は法人その他の団体（以下「寄附者」という。）の意向を具体化し、政策に反映することにより、多様な人々の参加による魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の受入れ)

第 2 条 寄附金の受入れについては、随時行うものとする。

2 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 23 年山陽小野田市条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員からの寄附金の受入れは、行わないものとする。

(寄附金の使途の指定)

第 3 条 寄附者は、寄附を行う際には、自らが寄附した寄附金の使途をあらかじめ別表に掲げる寄附目的及び対象事業の中から指定することができる。

(寄附金の支出及び管理)

第 4 条 前条の規定により使途を指定された寄附金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、指定された使途に従って支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附を採納した年度に使途を指定された寄附金

を支出しないときは、山陽小野田市ふるさと支援基金条例（平成21年山陽小野田市条例第17号）に基づく基金その他市が条例で定める基金の中から使途に応じた基金に積み立て、管理するものとする。

（寄附者への配慮）

第5条 市長は、前条に規定する寄附金の支出及び管理に当たっては、寄附者のまちづくりへの尊い意思が適切に反映されるよう配慮しなければならない。

（管理等の状況の公表）

第6条 市長は、寄附金の管理について、その透明性の確保に留意し、毎年1回その状況を公表するものとする。

2 市長は、この条例に基づく寄附金以外の寄附についても、前項の規定に準じて公表するよう努めるものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第31号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市寄附条例の規定により使途を指定して行われた寄附に係る寄附金の使途については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

寄附目的	対象事業
1 子育て・福祉・医療・健康 ～ 希望をもち健やかに暮らせるまち ～	子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、 地域福祉、社会保障、健康づくり、地域医 療体制

<p>2 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～</p>	<p>消防・救急体制、防災体制、防犯・交通安全、消費者保護、地域づくり、人権尊重、自然環境保全、循環型社会、国際交流・地域間交流、移住・定住</p>
<p>3 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～</p>	<p>住環境確保、公園・緑地整備、水道・下水道、道路・交通網、土地利用、港湾施設整備</p>
<p>4 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～</p>	<p>働く場の確保、中小企業振興、工業・商業・農業・林業・水産業振興、観光・交流振興</p>
<p>5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～</p>	<p>学校教育、社会教育、次世代の学校・地域創生、山口東京理科大学の教育環境、芸術文化・スポーツによるまちづくり</p>
<p>6 上記以外の目的</p>	<p>上記以外の事業</p>

○山陽小野田市ふるさと支援基金条例

平成 21 年 3 月 23 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附金を、山陽小野田市寄附条例（平成 21 年山陽小野田市条例第 16 号。以下「寄附条例」という。）の目的に沿って適切に管理するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市ふるさと支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、この条例の目的に沿って寄附された寄附金のうち寄附を採納した年度に支出しない額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、寄附条例第 1 条に規定する目的を達成するため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。